様式第１号（第６条関係）

　　年　　月　　日

　南知多町長様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　（　　　　）　　－

合併処理浄化槽設置事業費補助金交付申請書

　　　　　年度において、合併処理浄化槽を設置したいので、南知多町合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱第６条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　設置場所の所在地番 | 南知多町大字 |
| ２　交付申請額 | 金　　　　　　　　　　　　円（　　　人槽）  内訳　設置費　　　　　　　　　　　　　円    　　　撤去費　　　　　　　　　　　　　円  　　　　　宅内配管工事費　　　　　　　　　円  　　　　　 雨水貯留槽への転用費　　　　　　円 |
| ３　住宅等所有者 | １本人　　２共有（　人）　　３その他（　　　　） |
| ４　着工予定年月日 | 年　　月　　日 |
| ５　事業完了予定年月日 | 年　　月　　日 |

様式第２号（第６条関係）

　　年　　月　　日

　南知多町長様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　（　　　　）　　－

同　　　　意　　　　書

　南知多町合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の申請における交付決定に際し、要綱第４条第２項の規定による交付対象条件への該当及び第12条の規定による交付の取消し等を確認するため、私の住民票及び市町村民税の課税台帳等を閲覧することにより、下記の事項を担当職員が確認することに同意します。

記

１　申請時における、市町村民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税に係る納付状況（滞納がないこと。）

様式第３号（第７条関係）

指令　　第　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

南知多町長

合併処理浄化槽設置事業費補助金交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった合併処理浄化槽設置事業費補助金については、下記により交付を決定したので通知します。

記

１　交付金額　　　金　　　　　　　円（　　人槽）

内訳　設置費　　　　　　　　　　　　　円

　　　撤去費　　　　　　　　　　　　　円

宅内配管工事費　　　　　　　　　円

雨水貯留槽への転用費　　　　　　円

２　設置場所

３　交付条件等

　(1) 補助対象者は、　　　　年　　月　　日までに補助事業を完了しなければなら

ない。

　(2) 承認事項等

　　ア　補助対象者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受

けなければならない。

　　　(ア) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

　　　(イ) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

　　イ　補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂

行が困難となった場合においては、その理由、その他必要な事項を町長に報告

し、その指示を受けなければならない。

　(3) 状況報告

　　　補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、町長の要求があったときには、

直ちに町長に報告しなければならない。

　(4) 実績報告

　　　補助対象者は、補助金に係る事業完了後３０日以内又は当該年度の

２月末日までのいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。

　(5) 補助金の確定等

　　　町長は、(4)の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補

助金の交付の内定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付

する補助金の額を確定し、通知するものとする。

　(6) 補助金の交付

　　　補助金は、(5)の規定による補助金の額の確定後、補助対象者の請求により速や

　　かにその全額を交付する。

様式第４号（第７条関係）

指令　　第　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

南知多町長

合併処理浄化槽設置事業費補助金不交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった合併処理浄化槽設置事業費補助金については、下記の理由により不交付とします。

記

（理由）

　※この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に、

南知多町長に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、まちなみ環境課へ提出してください。

　　また、この処分に対する取消しの訴えは、この通知書を受けた日（南知多町長に対して審査請求をした場合には、その裁決があった場合には、その裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に南知多町を被告として提起することができます。（この訴訟において南知多町を代表とする者は、南知多町長となります。）

様式第５号（第８条関係）

　　年　　月　　日

　南知多町長様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

　　　　　　　　　　　　　　補助対象者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　（　　　　）　　－

合併処理浄化槽設置事業費補助金変更承認申請書

　　　　年　　月　　日付け　　指令　　第　　　号で補助金交付決定を受けた合併処理浄化槽設置事業費補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので、承認願います。

記

１　補助金申請内容の変更

２　補助事業の中止

３　補助事業の廃止

（理由）

様式第６号（第８条関係）

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

南知多町長

合併処理浄化槽設置事業費補助金変更承認書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった合併処理浄化槽設置事業費補助金変更承認申請については、南知多町合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱第８条の規定により、承認します。

記

（変更の内容）

様式第７号（第９条関係）

　　年　　月　　日

　南知多町長様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

　　　　　　　　　　　　　　補助対象者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　（　　　　）　　－

合併処理浄化槽設置事業費補助金実績報告書

　　　　　年　　月　　日付け　　指令　　第　　　　号で交付決定の通知を受けた合併処理浄化槽設置事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

１　補助金交付決定額　　　　　金　　　　　　　　　　　　円（　　　人槽）

　　　　　　　　　　　　　　　内訳　設置費　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　撤去費　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　宅内配管工事費　　　　　　　　円

　　　雨水貯留槽への転用費　　　　　円

２　事業完了年月日　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

様式第８号（第10条関係）

指令　　第　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

南知多町長

合併処理浄化槽設置事業費補助金交付額確定通知書

　　　　年　　月　　日付けで報告のあった合併処理浄化槽設置事業費補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

金　　　　　　　　円（　人槽）

内訳　設置費　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　 撤去費　　　　　　　　　　　　円

宅内配管工事費　　　　　　　　円

雨水貯留槽への転用費　　　　　円

様式第９号（第11条関係）

補　助　金　交　付　請　求　書

請求金額　金　　　　　　　　円（　　人槽）

　　　　　　　　　　　内訳　設置費　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　　撤去費　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　宅内配管工事費　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　　　雨水貯留槽への転用費　　　　　円

ただし、　　　　年　　月　　日付け　　指令　　第　　　号で額の確定があった合併処理浄化槽設置事業費補助金を、上記のとおり請求する。

　　年　　　月　　　日

　南知多町長様

　　　　　　　　　　　　　　補助対象者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 支店名 | 種類 | 口座番号 | （フ　リ　ガ　ナ）  口　座　名　義 |
|  |  |  |  |  |